ちばＺＯＯフェスタ・２０２2　ギャラリー部門募集のご案内

ちばZOOフェスタは、「動物」や「動物園」に関する文化芸術活動の発表の場、「動物文化祭」です。ギャラリー部門では、園内メイン会場に展示ブースを提供いたします。

あなたの作品を、千葉市動物公園で展示してみませんか？

新型コロナウイルスの感染拡大状況によって、募集後にイベント中止の判断をする、または対策強化のためにギャラリー配置の変更がある場合がございます。予めご了承の上、ご応募くださいますようお願い致します。開催の可否は、随時ご連絡致します。

**！**

**■募集内容と応募資格**

・「ZOOフェスタギャラリー部門」に作品展示を希望する、「動物」や「動物園」をテーマとした文化芸術作品の制作活動をしている個人・グループ

・動物が好き！動物園が好き！そんな気持ちが作品に表れている方大歓迎！

作品例：写真、絵画、彫塑・模型、クラフト、簡単なワークショップなど

ご不明の点は、あらかじめ事務局へお問い合わせください。

**■展示日時**

2022年11月5日（土）・6日（日）

出展時間：　9:30～16：15（開園時間　9:30～16:30）

※基本的には2日間連日でご出展いただくようにお願い致します。

※いずれか１日だけ出展をご希望の場合は、ご相談ください。但し運営の都合上、

連日ご参加いただけるグループを優先選考させていただく場合があります。

■**出展料**

1ブース　3,000円　※出店日数にかかわらず、上記出展料となります。

**■提供ブース** 　野外設置テント

軒高

約2.0ｍ

奥行

約2.6ｍ

間口　約3.5ｍ

**※備品については、テーブル２台、パイプイス４脚、展示パネル（120cm×180cm）**

**3枚が基本となります。**

**それ以上の使用をご希望される場合は、別途実費にて費用を負担していただきます。**

**■募集締切日**

2022年８月31日（水）必着

**■応募方法**

指定の**申込書（A）**に必要事項を記入の上、出展作品イメージの写真・図面など添付して、締切日までにご送付ください。

送付方法：メール及び郵送

アドレス　dobutsu.ZOO@city.chiba.lg.jp

〒264-0037　千葉市若葉区源町280

　　　　　　千葉市動物公園内　ZOOフェスタ事務局　ギャラリー担当

**■出展者の決定**

2022年９月15日（木）までに選考結果をご通知します。

募集は10団体ほどを予定しています。応募多数の場合は、事務局にて選考いたします。

決定者は後日、事前説明会に参加していただきます（１０月上旬予定）。

**■作品の販売**

作品の販売を希望される方は、購入者に対して出展者の連絡先（フェスタ終了後も連絡が取れる電話番号等）を明記したものを必ずお渡しいただきます。

販売に関して、購入者との間に紛争等が生じた場合は、出展者自らの責任において解決するものとし、主催者は一切の責任は負わないものとします。

**■その他の注意事項**

1. 開催時間中の展示ブースは、無人にならないようご配慮をお願いします。

必ず、作品の説明をできる方（１名以上）が、ブースでのお客様応対ができるようにしてください。

1. 搬出入等について
* 作品の搬出入は、出展者の皆様で行っていただきます。
* 輸送費等の搬出入にかかる費用や展示作業は、各自の責任・負担となります。

なお、輸送時や会期中に発生した破損・盗難については、主催者は一切の責任は負いかねますので、ご了承ください。

* １日目の夜間、展示物を屋内に収納する場合は、収納場所をご用意いたします。展示時間終了後、各自にて移動をお願いします。
* 搬出入の日時や方法、夜間収納場所等は、事務局より後日ご連絡いたします。
1. 広報・宣伝活動に利用するため、作品の写真などをご提供いただく場合がありますので、ご協力をお願いします。

注意事項

申込者が、次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者の場合は、出店を承認しないものとする。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年7月10日法律第122号）で、風俗営業と規定される業種

(2) 風俗営業類似の業種

(3) 消費者金融の業種

(4) たばこ製造に関わる業種

(5) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者

(6) 法律の定めのない医療類似行為を行う事業者

(7) 民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）及び会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）による再生・更生手続中の事業者

(8) 各種法令に違反している事業者

(9) 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていない事業者

(10) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年5月15日法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう）及び暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう）並びにこれらと関係を有している事業者

出展の承認をされた者が、上記のいずれかに該当することが判明した場合は、承認を取り消すものとし、出展者に対し、その旨を通知するとともに、出展料を返還する。

本申込書記載内容については、上記該当の有無についての確認のため必要に応じ関係機関に問い合わせに使用することがあります。